

平成21年 1月23日

1. 出席議員

議長	杉原豊喜	副議長	牟田勝浩
1番	上田雄一	2番	浦泰孝
3番	山口裕子	4番	松尾陽輔
5番	大河内智	6番	宮本栄八
7番	古川盛義	8番	上野淑子
9番	山口良広	10番	吉川里巳
11番	山崎鉄好	12番	末藤正幸
13番	前田法弘	14番	小柳義和
15番	石橋敏伸	16番	樋渡博徳
17番	小池一哉	18番	大渡幸雄
19番	山口昌宏	20番	松尾初秋
21番	吉原武藤	22番	平野邦夫
23番	江原一雄	26番	川原千秋
27番	高木佐一郎	28番	富永起雄
29番	黒岩幸生	30番	谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	末次隆裕
次長	黒川和広
議事係長	川久保和幸
議事係員	森正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	浦	郷		究
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	角			眞
営	業	部	前	田	敏	美
く	ら	し	國	井	雅	裕
こ	ど	も	藤	崎	勝	行
ま	ち	づ	松	尾		定
山	内	支	永	尾	忠	則
北	方	支	浦	郷	政	紹
会	計	管	森		基	治
教	育	部	古	賀	雅	章
水	道	部	宮	下	正	博
市	民	病	伊	藤	元	康
総	務	課	山	田	義	利
財	政	課	久	原	義	博
企	画	課	橋	口	正	紀
選挙管理委員会	事務局	長	大	宅	敬	一
監査委員	事務局	長	吉	野	孝	一
農業委員会	事務局	長	西	村	益	生

議 事 日 程 第 8 号

1月23日（金）10時開議

日程第1	第114号議案	武雄市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第2	第115号議案	武雄市税条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第3	第116号議案	武雄市手数料条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第4	第117号議案	武雄市長期継続契約に関する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第5	第118号議案	武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第6	第119号議案	武雄市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第7	第120号議案	武雄市体育施設の指定管理者の指定について（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第8	第121号議案	武雄市眉山キャンプ場の指定管理者の指定について（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第9	第122号議案	武雄市勤労者福祉会館の指定管理者の指定について（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第10	第123号議案	武雄市川古の大楠公園の指定管理者の指定について（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第11	第124号議案	武雄市竹古場キルンの森公園の指定管理者の指定について（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第12	第125号議案	武雄市矢筈ダム広場の指定管理者の指定について（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第13	第126号議案	財産の取得について（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第14	第127号議案	平成20年度武雄市一般会計補正予算（第12回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第15	第128号議案	平成20年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第16	第129号議案	平成20年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第

		2回) (建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第17	第130号議案	平成20年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算(第2回) (建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第18	第131号議案	平成20年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2回) (建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第19	第132号議案	平成20年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第2回) (産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第20	第133号議案	平成20年度武雄市病院事業会計補正予算(第3回) (総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第21	第134号議案	平成20年度武雄市水道事業会計補正予算(第1回) (建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第22	第135号議案	平成20年度武雄市工業用水道事業会計補正予算(第1回) (建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第23	請願第1号	『後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書』提出に関する請願(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第24	意見書第1号	長寿医療制度の堅持及び運用改善を求める意見書(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第25	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第26	選挙第1号	佐賀県西部広域連合組合議会議員の選出について(選挙)
日程第27	議員 宮本栄八君に対する懲罰の件について	(懲罰特別委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第28	閉会中継続調査申出について	(各委員会調査事件) (議決)

開 議 10時

○議長(杉原豊喜君)

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました諮問第2号を追加上程いたします。

それでは、総務、産業経済、福祉文教、建設、各常任委員会並びに懲罰特別委員会へ付託しておりました議案等の審査終了の報告が各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1. 第114号議案 武雄市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里巳君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。本委員会に付託されました第114号議案 武雄市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の審査結果について御報告を申し上げます。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第114号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第114号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2．第115号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里巳君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第115号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の審査結果について御報告を申し上げます。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第115号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第115号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3. 第116号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第116号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例についてでございますが、審査の内容と結果を御報告申し上げます。

この改正は、住民基本台帳カードの普及を図るために無料にするものでございます。

委員の中からは、現在までの発行数はどれぐらいか、また、その答弁としては、平成15年8月から現在までに559枚で1.08%ということでございました。

委員からは、こういう事業をするならば目標数値を定め、また、ほかの部署とのタイアップ、また、広報などをしっかりとし実績が上がるような対策をとるよう要望がなされました。

本件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対。討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第116号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第116号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4. 第117号議案 武雄市長期継続契約に関する条例についてを議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里巳君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第117号議案 武雄市長期継続契約に関する条例の審査結果について御報告を申し上げます。

審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第117号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第117号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5. 第118号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第118号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、審査の内容と結果を御報告いたします。

今回の改正は、分娩時の医療事故による脳性麻痺となった子ども及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故分析により将来の同種事故を防止し、産科医療の質の向上を図るためと説明を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第118号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第118号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6．第119号議案 武雄市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里己君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第119号議案 武雄市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、審査内容と結果について御報告を申し上げます。

本議案は、結核病床20床を廃止し、一般病床135床とするものでございます。

委員からの質疑といたしましては、結核病床20床の廃止によって収支がどのようになるのか、どう解消されるのかという質疑に対し、8年間で1億4,000万円の赤字が出ており、単年度で平均すれば約2,000万円弱が見込まれるというふうな答弁でございます。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第119号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第119号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7．第120号議案 武雄市体育施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第120号議案 武雄市体育施設の指定管理者の指定についてで

ございますが、審査の内容と結果を御報告申し上げます。

今回の指定は、従来の白岩周辺の体育施設に、新たに旧山内町、北方町の体育施設を加えた内容になっており、公募により財団法人武雄市体育協会が選考されたものであります。

本件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第120号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第120号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8．第121号議案 武雄市眉山キャンプ場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第121号議案 武雄市眉山キャンプ場の指定管理者の指定についてでございますが、審査の内容と結果を御報告申し上げます。

今回は、非公募での菅牟田地区への3年間の指定管理者の更新であると説明を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第121号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第121号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9. 第122号議案 武雄市勤労者福祉会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第122号議案 武雄市勤労者福祉会館の指定管理者の指定でございます。

審査については、2日間にわたり前回の実績と更新後に係る予算見積積算の経緯等の説明を受け、確認をいたしました。

審査の過程において、前回の指定管理委託料には仕様書掲載事項の警備に係る費用について、委託料に計上されていなかったことが判明いたしました。委員会として、適正な委託料算定と、仕様書と管理運営の実態に係る矛盾の是正を求め、慎重審査の結果、全会一致にて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第122号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第122号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10. 第123号議案 武雄市川古の大楠公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

第123号議案 武雄市川古の大楠公園の指定管理者の指定についてでございます。

今回は、初めて公募に応じられた若木町振興協議会を管理者に指定するものですが、審査の過程において、前回の指定管理者の努力が3年後の委託料に反映をする旨の説明を受けました。当該管理者が収益を上げれば、それが次の委託料減額として反映するという事です。

委員会としては、委託料が減額されることについては指定管理者制度に理解を示すものですが、指定管理者の努力、意欲にも配慮した委託料算定の検討を申し入れ、全会一致にて原案どおり可決いたしました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に関する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第123号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第123号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11. 第124号議案 武雄市竹古場キルンの森公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

第124号議案 武雄市竹古場キルンの森公園の指定管理者の指定について、全会一致にて原案どおり可決いたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第124号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第124号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12. 第125号議案 武雄市矢筈ダム広場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

おはようございます。今定例会において、本委員会に付託されました第125号議案 武雄市矢筈ダム広場の指定管理者の指定について御報告をいたします。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第125号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第125号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13. 第126号議案 財産の取得についてを議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任副委員長の報告を求めます。上野福祉文教常任副委員長

○福祉文教常任副委員長（上野淑子君）〔登壇〕

おはようございます。当該者ということでしたので、交代して報告いたします。

本委員会に付託されました第126号議案 財産の取得についてでございますが、審査の内容と結果を御報告申し上げます。

18年度から5カ年計画での取得で、最終的には23万9,020平方メートルの用地取得になると説明を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第126号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第126号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14. 第127号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第12回）についてを議題といたします。

本案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里巳君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第127号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第12回）の審査結果について御報告を申し上げます。

委員会の質疑の中で、職員の手当等1億3,231万円はどのようなものかという質疑がなされております。これは、今年度の退職勧奨者5名分に充てるというふうな答弁でございました。そのほか、市内循環バスの補助金の件、それからサマージャンボ宝くじの件等々について審査をしたところでございます。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第127号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第12回）についてでございます。

審査については、2日間にわたり農林業費及び商工費の各種補正対象事案の説明を受け、確認をいたしました。

今回、県単事業において、市民への情報が周知徹底されていない旨の指摘が委員よりありました。そこで、委員会として、事業に限らず情報の周知については徹底して公平性を保つよう要請をいたしました。

慎重審査の結果、全会一致にて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第127号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第12回）についてでございますが、審査の内容と結果を御報告いたします。

4款1項2目の保健衛生費の予防費で3,635万2,000円が減額されておるが、これは何かということで、これは日本脳炎の予防接種が、国からの通達で副作用の指摘がなされ、未実施によるものと説明を受けました。21年度には新薬の開発により再開されるという見通しとのことございました。

本件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に分割付託されました第127号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第12回）について御報告をいたします。

主な審議内容といたしましては、4款、衛生費の中の廃プラスチック処理委託料の増額の理由として、6月から実施をしています廃プラスチックの分別収集が、当初140トンと見込んでおりましたが、周知徹底ができ分別が進んだために、年間200トンとなる見込みであるためということございました。

また、8款、土木費の中の市道追分医王寺線新橋橋梁調査委託料として520万円計上され

ており、その調査時期が21年6月ぐらゐまでかかるため、繰越明許費を計上しているとの説明でございました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

改めて、第127号議案に対する質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第127号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の常任委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の常任委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、第127号議案は各所管の委員長の報告のとおり可決されました。

議事を続けます。

日程第15. 第128号議案 平成20年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第128号議案 平成20年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてでございますが、審査の結果を御報告申し上げます。

本件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対。討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第128号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第128号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16. 第129号議案 平成20年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第129号議案 平成20年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について御報告いたします。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第129号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第129号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17. 第130号議案 平成20年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第130号議案 平成20年度武雄市公共下水

道事業特別会計補正予算（第2回）について御報告をいたします。

主な審査内容といたしましては、西浦交差点改良の早期完成のため下水道工事の先行が必要となったこと、また、その工事に5カ月間の工期を要するということから繰越明許費の計上をしているという説明がございました。

本件につきまして、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第130号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第130号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18. 第131号議案 平成20年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第131号議案 平成20年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2回）について御報告をいたします。

主な審査内容といたしましては、新幹線が早期着手できるように区画整理を工区分けする作業に伴う事業計画、実施計画の変更など、年度内完成が見込めない契約11件に関する1億975万円の繰越明許を計上しているという説明を受けました。

本件につきまして、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第131号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第131号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19. 第132号議案 平成20年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第132号議案 平成20年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）についてでございます。

慎重審査の結果、全会一致にて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第132号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第132号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20. 第133号議案 平成20年度武雄市病院事業会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里巳君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第133号議案 平成20年度武雄市病院事業会計補正予算（第3回）の審査内容と結果について報告を申し上げます。

委員からの質疑といたしまして、4節の医療技術員給1,957万円は何人分かと、また、

リハビリの範囲が広がっていったのかという質疑に対しまして、当初はリハビリの正職員が2名だったものが、10月に3名を増員し、現在、正職員1名、嘱託職員12名の体制をとっているということで、その内訳といたしましては、発症から1カ月までの急性期のリハビリに10名、その後の2カ月までの回復期のリハビリに5名体制を目指しているということで、患者の早期退院を促すための今回の補正であるという答弁でございました。

また、貸借対照表におきましては、流動資産の現金預金1,035万円、未収金の2億円、そして流動負債の一時借入金1億5,000万円、未払金7,000万円について予算措置をどのようにするのかという質疑に対しまして、差し引き約1,000万円の資金不足となるということで、詳細については収入と支出を今後3月まで精査をして、3月補正で対応させていただきたいという答弁でございました。

また、全体的な話といたしまして、今後、将来像としてどうなるのかということで、1次も含めた総合病院にするのか、それとも2次、3次に特化していくのか、市の考えをはっきりさせるべきだと。また、県の第5次福祉医療計画の位置づけとしては1.5次から2次と書いてあるが、この計画に沿っていくのか、また、これから外れていくのか、この辺も市としてビジョンを示すべきだというふうな質疑がっております。答弁といたしましては、3プラス1の協議会等で詳細については詰めていくというふうな答弁がっております。

以上、審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。第133号議案 平成20年度武雄市病院事業会計補正予算（第3回）について、反対の立場から討論をいたします。

補正予算と同時に提出されている平成20年度の武雄市病院事業会計予定貸借対照表を見ますと、委員長報告にもありましたけれども、資産の部の中の流動資産、現金預金1,035万円、未収金2億17万8,000円と予定されております。19年度末の決算では、現金預金3億円、未収金が2億円、未払金が1億円、実質流動資産としては4億円、19年度末決算ではあったわけではあります。一方、これが20年度末の予定としては1,035万円と、まさに激減しているわけでありまして。

一方、負債の部を見ますと、一時借入金1億5,000万円、未払金6,998万円、この結果、本年3月までの精算すべき一時借入金1億5,000万円は次年度へ再借り入れの契約をせざるを

得ない、そういう事態も報告されております。結果を見ると、当年度純損失は4億3,899万円、これは決算の内容であります。

平成18年度を振り返ってみますと7,600万円の赤字、平成19年度決算ではこの赤字が2,900万円に4,700万円赤字幅が縮小されてきました。にもかかわらず、平成20年度3月末の見込みでは赤字が4億3,899万円、この大幅な赤字は何が原因で生じたのかと、ここの自己分析を本当に真剣にやらなきゃならないと、そう考えております。

昨年1年間の議会での論戦で明らかになったのは、市が、あるいは市長が市民病院を民間移譲する、医療法人池友会への譲渡が明らかになって以来、一昨年の市民病院医師の11名の辞職だとか、あるいは一昨年の12月議会で市長は、武雄を中心にした西部地区は救急の空白地だと。そういう議会での答弁に対する、いわば抗議を込めた要請に、市長は昨年2月の市報で謝罪らしきものをしはしたわけですがけれども、そういう混乱の根底には、市長の、あるいは市の民間移譲という方針があったからであります。

平成20年4月の医師の退職に伴い、救急の休止や、あるいは午後からの外来診療休止など余儀なくされた結果が今日の大幅な赤字を生み出した主な原因であると、こう指摘するものであります。この責任はだれにあるのか。先ほど言いましたように、本当に徹底した自己分析が必要であります。一般的な医師不足に転嫁すべきではない、このことを強く指摘するものであります。

以上のことを指摘して、第133号議案に対する反対の意見といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。3番山口裕子議員

○3番（山口裕子君）〔登壇〕

第133号議案に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の補正予算は、医療改革と医療の充実のために適正な補正予算が計上してあるものとして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第133号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第133号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21. 第134号議案 平成20年度武雄市水道事業会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第134号議案 平成20年度武雄市水道事業会計補正予算（第1回）について御報告をいたします。

主な審査内容といたしましては、本年度繰り上げ償還をする原資をどこから出すのかという質問に対し、執行部からの説明といたしましては、利益剰余金があるので、それを原資にしたいという答弁でございました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第134号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第134号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22. 第135号議案 平成20年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第135号議案 平成20年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第1回）について御報告をいたします。

主な審査内容といたしましては、工水については利益剰余金等はないため、借換債により繰り上げ償還を行うというような説明を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第135号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第135号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23. 請願第1号 『後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書』提出に関する請願についてを議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

6月定例会において、本委員会に付託されました請願第1号 『後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書』提出に関する請願について御報告いたします。

今年度4月から施行になったこの制度は、当初、運用面で年金天引きの問題など政府に対しても多数の意見が出される状況であり、また、廃止と堅持という両論を審査するのに非常に時間を要しました。

そのため、本請願については閉会中の継続審査を申し出、審査を重ねてまいりました。審査を重ねるたびに改正点等が出てなかなか確立されない、また、医療費が極端に多い75歳以上を区分けし、リスクの分散を図るような社会保障制度には無理がある等の意見が出されました。また、反対意見としては、廃止した場合、財源はどこに求めるべきか、この代案が出るまでには相当の時間がかかる。また、制度は動き始めており、状況に応じて見直すべきは見直していくべきとの意見も出されました。

このような中で、委員会としては、本請願については賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。4番松尾陽輔議員

○4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

請願第1号 『後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書』提出に関する請願について、反対の立場で討論をさせていただきます。

この請願は、後期高齢者医療制度の廃止ということですが、2000年の医療制度改革で、参院で関連法案を可決した際に、共産党を除く与野党で早急に新たな高齢者医療制度を創設せよとの附帯決議の採択がなされ、昨年4月から始まったこの後期高齢者医療制度とは、増大する高齢者の医療費を国民全体で安定的かつ長期的に支えるとともに、75歳以上の高齢者の特性を踏まえた適切な医療サービスを提供することを目的に導入された制度であります。

これまでの老人保健制度では、75歳以上の高齢者が国民健康保険や組合健康保険などの被用者保険に加入され、医療費の不足が生じた場合は、主に現役世代が負担する被用者保険の拠出金によって賄われておりました。

今後、少子・高齢化が、また世界に前例を見ない高齢化に突入する人口構成の中で、今後、現役世代、さらには将来の子どもたちだけにこの負担を押しつけるわけにはいきません。また、各市町村単位で運営されております国民健康保険も、自治体間ではこの保険料が何と5倍もの格差が生じている現状であります。特に3万人以下の小さな市町村では、厳しい保険財政にその運営の行き詰まりが懸念されてきており、この後期高齢者医療制度を廃止し、もとの旧老人保健制度に戻すだけでは何の問題解決になりますでしょうか。

現在、後期高齢者制度の施行後に出された多くの問題点については、一層の運用改善に取り組みながら、制度そのものの骨格は維持すべきだと考える一人であります。

このことを踏まえて、『後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書』提出に関する請願については、反対の意見といたします。議員皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

8番上野議員

○8番（上野淑子君）〔登壇〕

請願第1号 『後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書』提出に関する請願に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

この請願については、6月議会より私たち委員会で慎重審査をしてみました。今、委員長報告にありました意見のほかにも、今の医療費の高騰する中、一体どうすればいいのか、未来の子どもたちにこのツケを回さないにはどうすべきなのか、安心してみんなが暮らしていけるためにはどうすればいいのか、本当に慎重審査をしてみました。そして今、国からもいろんな改善策は出されておりますけれども、その中でもやはり市民の声は廃案の声です。

今回、私たち委員会では民意を尊重して、今回はこの廃案のほうを採決して、そして、これからまたどうすればいいのか、いろんな意見を述べていかなくちやならないということで、

制度の廃止に賛成をいたしました。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより請願第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。請願第1号 『後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書』提出に関する請願については、委員長の報告のとおり採択と決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

日程第24. 意見書第1号 長寿医療制度の堅持及び運用改善を求める意見書についてを議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。

6月定例会において、本委員会に付託されました意見書第1号は、請願第1号と同時に審査を重ねてまいりました。

委員会の意見については、請願で述べたとおりでございます。

本意見については、賛成少数で否決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

委員長報告の最後のところがわかりませんでしたので、もう一遍だけちょっと言ってもらっていいですか。

○議長（杉原豊喜君）

山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

それでは、最初から御報告いたします。

6月定例会において、本委員会に付託されました意見書第1号は、請願第1号と同時に審査してまいりました。

委員会での意見については、請願のときの委員長報告で述べたとおりでございます。

本意見につきましては、賛成少数で否決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。（「討論は委員長報告に対して。原案に対する討論していいですか」と呼ぶ者あり）本案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

この意見書第1号 長寿医療制度の堅持及び運用改善を求める意見書について、委員会でこれが不採択になったと。まず良識ある判断だと思います。

私は、原案に対して反対の立場から討論をいたします。

75歳以上で高齢者を分離し、後期高齢者医療制度に移す制度であります。名称を幾ら変えても、若干の運用上の手直しを図ったところで、75歳以上の医療費の抑制、住民健診の義務化の廃止など本質は何ら変わるものではありません。75歳以上の月の医療費600点、すなわち6,000円以内に抑える、600点以内の検査をこの中にカウントする、いわば住民健診も義務づけを外す、してもしなくてもいいですよと、こういう冷たい内容であります。この本質は何ら変わるものではありません。

世論の多数は、先ほどもありましたけれども、後期高齢者医療制度の見直しどころか、制度の廃止であります。75歳以上になると、これまで世帯主の扶養になっていた者を外してしまう。今まで一緒に母屋で生活していた者をいきなり離れに移すような制度。戦後の混乱期、あるいは高度経済成長期に大きく貢献されてきた75歳以上の高齢者に対する本当に冷たい仕打ちだと指摘せざるを得ません。

厚生労働省の制度創設の動機は、先ほども指摘しましたけれども、医療費の抑制ですけれども、その理由づけは、75歳以上になると多くの人が痴呆の症状が出てくる、多くの病気を抱える、きわめつけは75歳以上の高齢者はやがて死を迎える世代だと。もうとんでもない決めつけであります。

そういった意味では、医療費を社会保障、あるいは社会保障の充実に、行革や、あるいはいろんな無駄を削って、国の予算の主役に医療費を含めて社会保障を柱に据える。社会が成熟していく中で高齢化が進んでいけば、当然この社会保障費は自然増につながっていくわけです。

自民・公明の政府・与党は、社会保障の自然増を毎年2,200億円削減すると。この中には医療、福祉、保健、こういったものもあるわけですがけれども、この2,200億円の削減というのは、さすが保守内部でも、政権内部でもいろんな矛盾が出てきて、この見直しをせざるを得ない、世論の高まりの中でそうなっております。

武雄市において与える影響というのは、市民病院に対する補助金のカット、これも700億

円、国が予算をつけて地方に回す、そういう手直しを一方でしているわけですがけれども、もともと社会保障費の自然増の中から2,200億円を削減する、もう既に6年たつわけですから1兆3,200億円ですか、もう既に削減されているわけです。このひずみ、こういったことが、75歳以上の後期高齢者医療制度の創設という形であらわれてきているわけであります。

本来ならば、先ほど言いましたように、戦後の混乱期や高度経済成長期に頑張ってきたお年寄り、本当にお疲れさまでしたと、これからの医療費は無料にしましょうと。70年代には、70歳以上の医療費の無料化というのが全国に広がりました。そういった意味では、本当に御苦労さまでしたというぐらいの医療費の無料化、これこそが、温かい、国民の一人一人を大事にする政治の中身ではないでしょうか。先ほど運用上の見直しと言いますけれども、何ら本質的には変わるものではありません。

もう一度言いますけれども、世論の多数はこの制度の廃止を求めるという世論が広まり、また怒りも高まってきている。このことを指摘して、この原案に対する反対の意見といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員。

○4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

賛成の立場で、先ほどの請願第1号でも話をいたしました。長寿医療制度の堅持及び運用改善を求める意見書に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほどの日程第23でも話をいたしましたので、多くは語りませんが、現行の老人保健制度で相互扶助制度の保険制度が維持できればいいわけですが、維持できないわけですから、また、この後期高齢者医療制度は75歳で区分されたと言われておりますけれども、今の老人保健制度も75歳からの保険制度であります。そういったことで、この制度で見直しをぜひしなければ、先ほど言いました将来の子どもたち、また現役世代に負を押しつけてはならないということであります。

また、現在の国民健康保険制度自体が破綻するということです。もし破綻すれば、例えばアメリカのハワイで盲腸手術をすれば何と150万円ですよ。そういうふうな高額医療がこの保険制度があるために8万円前後で済むわけです。

そういったことで、ただ、いろんな問題はあるかと思いますが、問題点を一つ一つ改善しながら、この長寿医療制度の堅持及び運用に対しては賛成の立場とさせていただきます。どうか議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより意見書第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。よって、原案について採決いたします。
お諮りいたします。意見書第1号 長寿医療制度の堅持及び運用改善を求める意見書については、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

日程第25. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について説明を申し上げます。

人権擁護委員の中尾裕子氏の任期が、3月末日をもって満了いたします。人権擁護委員候補者として、中尾氏を再び推薦したいと考えております。人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

中尾氏の経歴につきましては、添付いたしております略歴のとおりでございます。

以上、よろしく願います。

○議長（杉原豊喜君）

本件に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本件は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第2号は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本件に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

諮問第2号を採決いたします。

本件は何ら異議なき旨を市長に答申したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決定いたしました。

日程第26. 選挙第1号 佐賀県西部広域組合議会議員の選挙を行います。

本件は、佐賀県西部広域環境組規約第6条第2項の規定に基づき、武雄市職員の中から1名を選挙するものでございます。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により、投票によるものと指名推選によるもの

との2つの方法があります。

お諮りいたします。この選挙につきましては指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、私において指名することに決定いたしました。

武雄市職員の中から古賀副市長を指名いたします。

ただいま指名いたしました古賀副市長を、佐賀県西部広域環境組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、古賀副市長が佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選されました。よって、武雄市議会会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第27. 議員 宮本栄八君に対する懲罰の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、宮本栄八君の退場を求めます。

〔宮本議員退場〕

本件に関し、懲罰特別委員会の審査の経過並びに結果について、懲罰特別委員長から報告を求めます。

○懲罰特別委員長（富永起雄君）〔登壇〕

それでは、懲罰特別委員会の審査の報告をいたします。

平成20年12月、武雄市議会定例会において本委員会に付託の事件は、12月9日、12月22日、1月22日の3回にわたる審査の結果、決定いたしましたので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

本定例会において付託されました、議員 宮本栄八君に対する懲罰の件についてでございます。

審査については、懲罰動議は議員の身分に関する重大事件であるため早急に結論を出す必要がありましたので、平成20年12月9日、同年12月22日、平成21年1月22日の3回にわたって審査を行いました。

特に、懲罰動議の提出、動議の成立の経緯及び本会議での発言の確認、さらにはどの懲罰に該当するかなど慎重に審査をいたしました。

懲罰の原因が何なのか、そして、それが懲罰の対象になるのか、どの懲罰を科すのかということ、そして謝罪は2度行われたではないかなどの意見等が出されました。

しかし、当該宮本議員においては、これまで再三にわたる議長の注意並びに同僚議員の指摘にも全くこたえようとはせずに、幾度も議会運営の妨げにつながる言動がありました。

今回の件で、武雄市議会議員の意識の変化、議員の個人の職責の全う、さらには武雄市議会の品位保持、向上を期して、慎重審査の結果、賛成多数で、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告とすべきものと決定をいたしました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

特別委員長に対する質疑を開始いたします。30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

お尋ねをします。

これは議員の身分と、ただ懲罰の内容どころの問題だけじゃなくて、本人の発言が果たして懲罰に値するかどうかについての分析というのはどういう形でされたのか、その点が1点。

2点は、議会の品位云々と言われますけれども、宮本議員が発言した内容とか行動だけが議会の品位を汚すようなことだろうか、ほかにもないのかなど。ほかにもないのかという意味は、比較してどうなのかということもやっぱり十分論議されたと思います。その経過を明らかにしてほしいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

富永懲罰特別委員長

○懲罰特別委員長（富永起雄君）〔登壇〕

まず1問目の質疑で、議会の品位というあれやっただでしょう——あれは2番か、すみません。1番目は——1つずつ言うてください。1つ、何やっただですかね。

30番〔「私、1回言うたことは忘れますから」〕

懲罰の分析ということは、もう3回にわたってやりました。その結果、平行線でなかなか決まらずに、いろんな意見を聞いて、結果、やはり平行線で交わるところがありませんでした。

ということで、私は先ほど言いました、この武雄市議会の規則に、懲罰動議は議員の身分にかかわる重大事件であるため早急に結論を出す必要があると明記をしてありますから、3回やって平行線ということだから、それを委員の皆さんにかけて採決を求めまして、その結果が、採決をやるということ、まず1番目決まりました。

それとあと、懲罰の内容が1、2、3、4あります。その中のどれに当てはまるかということをして、1番目の一番軽い戒告なんですよね。戒告というのは議長からの注意ということです。これも賛成多数で決まりました。

それから2番目が、宮本議員の発言が議員の品位を汚したかということの質問ですよね。それは、そのときばかりじゃなく、そのときの釈明が、もう結局、誠意が通じないという意

見も出、また、今までの態度を見て、やはり議事運営上何回となく議長から、それから、ほかの議員からも注意の呼びかけ、議会がストップした。議員も何回もそのときもやられたということが、私たち今までの中で気づいておりましたから、そんなのを含めて、やはり今後のですね、議会の品位といったらひどいということで、品位のほうは一応削除いたしましたけど、その辺の含みがありまして、今度の懲罰は賛成多数で、1番目の戒告に決定をいたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員、委員長報告に対する質疑は審査の経過と結果ですので、そこら付近を理解の上、御質問お願いしたいと思います。

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

心得ています。

今の説明の中で、ちょっと2点気になることがありました。

1点については、要するに議員の身分に関することだから、早急に、いわゆる結論を引き延ばしちゃいかんということで、委員会として配慮した上でされたということについては、私は何も申し上げることはないし、当然のことをやっていただいたと思っています。

それからもう1点は、品位の問題については、それを対象としたということについては削除したということでございますので、それにも何も問題はございません。

ただ、申し上げたいのはこのことですもんね。要するに、懲罰の中で一番軽い戒告としたということで、まだ軽い方法もあるんですよ、法律上はですね。しかし、それは委員会で決められたことですから、それについては反対、賛成は言いません。ただ、問題は、一番基本になっているのは「出来レース」という言葉について、そういう発言をしたからということで懲罰動議が出されているわけですから、「出来レース」ということについて、本当にそうであったか、そういうものをうかがわせるものは何もなかったかとか、そういう基本的なことを委員会で論議を十分されたと思いますけれども、その経過についてをきちんと説明してほしいということで、私はあえてお尋ねしたわけです。委員長を初め、委員の皆さん方が非常に慎重にやられたことに対して、私は何ら申し上げるものではございません。

ただ、問題は、「出来レース」ということそのものがどういう形で論議をされたかという経過をきちんと話をしてほしいと。それについては当然、議員として聞く権利がありますので、御質問申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

富永懲罰特別委員長

○懲罰特別委員長（富永起雄君）〔登壇〕

今、谷口議員の質問の中で、「出来レース」ということも含めてという、それも審査は

しました。した結果です。

それと、その中で出たのが、結局3日間の中でやれと。懲罰のほうに、その件は3日の経過の間で、結局その日にちが11月26日のあれを見てからの、それがもう全然1カ月近いということで、「出来レース」というのは対象から外しまして、その謝罪が当日にあったということで、その謝罪が誠実な謝罪じゃなかったと、言いわけにすぎないという意見も出て、結局平行線をたどりましたから、もう採決に持っていきました。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本件に対する討論を開始いたします。5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

懲罰特別委員長の報告に対し、私は反対の立場で討論いたします。

今回、宮本議員に対する懲罰特別委員会が設置をされましたが、この件で懲罰を科すること、いわゆる懲罰の審査対象事案には該当しないと私は思います。

状況として、1つには、今回、宮本議員のテレビ等での「出来レース」発言等に対し、市民の方や市議会議員のOBの方々から、この件の懲罰については、武雄市議会として議員の発言、言論等の封じ込めになりはしないかとか、懲罰の乱用に発展するのではないかとか、先日、鳩山法務大臣も記者会見で「出来レース」という言葉を使っていたことなどを踏まえて、市民の方々からも意見が出ております。

2つ目に、先ほど特別委員長の報告がありましたけれども、今回、最初の懲罰動議は宮本栄八議員の11月21日のテレビ等での発言や、2つ目には7月16日の本会議での採決の対応方についての動議でございましたが、これは会議規則第153条の基準に照らしても審議の対象外となるものでした。結果として、懲罰動議の内容は、12月9日、本会議での宮本栄八議員の2回にわたる謝罪に対し、その謝罪が納得できないということですが、私はそれが懲罰の対象になるのか、本人は反省を込めて謝罪をしていたと思います。

さらに今回、提案者から、緊急質問から懲罰動議の経緯の中で、先ほど申しました宮本栄八議員が2回の謝罪にもかかわらず、さらには市民の方々や市議会議員OBの方々の危惧や疑問に対してでも、私はこれは懲罰を科すること、懲罰に該当するものではないということで、懲罰審査対象外として反対をいたしました。

したがって、この件につきまして、ぜひ議員各位の御理解を訴えながら、反対討論といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

それでは、委員長報告に対して賛成の立場で発言をさせていただきます。

今回の懲罰委員会の中での議論は、「出来レース」の発言等もいろいろ話は出ました。しかし、審査の対象となりましたのは、本会議場における宮本議員の発言について審査をいたしましたわけであります。

私は、その発言、2度謝罪をされたという、確かに議会外での発言をめぐって、この問題については訂正すべきではないかという意見が出されて、それに対して宮本君が1度謝罪をされたわけですね。しかし、そのことは、その謝罪の内容がやはり不十分ではないかという指摘を受けて、さらにもう1度謝罪をされました。2度にわたって。ところが、その謝罪の内容は、1度目も2度目も全く同一の内容であります。これではやはり謝罪の内容に値しないのではないかというように私は考えます。

議会での議員の発言であります。議会内、そして議会外、どちらにしても、議員であるから何でも許されるということではないと思うんですね。おのずから、議員の発言についてはみずからの、最終的に言えば政治生命を含めた発言があるし、その発言については社会通念上の当然のルールというのがあると思うんですね。名誉棄損であるとか、あるいは誹謗中傷であるとか、そういうことはできないというふうに議会の規則にも書いてありますが、その以前の問題、社会的な通念上の問題だろうというふうに思うんです。

ですから、そういう面では、今回の宮本議員が発言をされ、議会の中で2度謝罪をして、多分3度目も謝罪をされたら、また同じ文章だろうというふうに思うんです。そのことについては、本来的の意味の謝罪には私は当たらないというふうに思いますね。逆に、開き直り——通常的に言えば開き直り、その他の言葉で表現されることだろうというふうに思うんですね。そのことは、議会そのものの権威を大きく失墜させることになるというふうに思うわけであります。

ですから、これは当然、懲罰の対象としては当然かかるものであるというふうに思うわけでありまして、処罰の内容については戒告という形であります。一定の今後の改善の余地を認めるということでの内容でありますので、十分その程度では許される範囲であるというふうに私は思うところであります。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

議員 宮本栄八君に対する懲罰の件について反対の討論を申し上げます。

先ほど高木議員の賛成の理由は、まさにこっけいと言わざるを得ません。

12月9日の本会議におきまして、黒岩議員から宮本議員に対する懲罰の動議が提出され、16名の賛成多数で懲罰特別委員会が設置されました。

その懲罰の理由として、1つ、平成20年11月21日に放映されたRKBテレビの「朝ズバッ！」での「出来レース」発言を取り上げて、虚偽の風説流布による発言は議会の品位を汚すものであり、厳に慎むべきであり、反省を求める。また、7月16日の臨時議会での不祥事に対しても、杉原議長や吉原議会運営委員長からも注意されながら、議会に対して謝罪や反省もない。よって、懲罰動議を提出しますというものです。

しかし、このことは、市民病院問題での「出来レース」発言は既に新聞報道でも指摘されているものであり、また、私自身も市議団ニュースの内容に明確に「出来レースそのものだ」という記事も書きました。先ほど大河内議員の指摘にもありましたように、この言葉自体はまさに世論のものではないでしょうか。何ら議会の品位を汚すものではありません。

また、市議会会議規則第153条第2項では、懲罰動議の提出は「懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。」と定められているものであります。まさに、このことを考えても懲罰としての要件も満たさず、会議規則からも逸脱した懲罰動議のねらいは、市民病院を守れ、清潔な市政をと願う市民への言論封じ込めであり、議員活動の根幹に対する挑戦と言わざるを得ません。

私は、さきの懲罰特別委員会におきましても、紛れもなく委員会として確認をいたしました。懲罰の理由には何も該当しないということを全員で確認したではありませんか。紛れもなく、このことは懲罰理由に何ら当たらないということでもあります。

その後の動きで、結局何が問題になったのか、宮本議員の本会議における謝罪がなっていないということですが、これは何とこっけいでしょうか。だからこそ、委員会での賛否をとるとするのは、まさに数の力の論理であります。6対2という、すべて数の論理で民主主義に対する挑戦ではないでしょうか。このようなことが本市議会の歴史に汚点になるということをきつく訴え、反対討論にかえるものであります。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）

さっき反対討論の中で、全員で確認したという言葉がありましたよね。全員で確認したその内容というのが、懲罰動議に当たらないというのを全員で確認したのか、懲罰動議に当たるというのを全員で確認したのか、その辺のところをぴしゃっと言うてもらわんとですね。懲罰動議に当たらないということであれば、この懲罰動議は出てこんですから、そういうふうな言い方は私を含めて一つもしとらんです。それを、あたかも懲罰動議に当たらないというような確認をしたような言い回しやったら、もしそれが本当であれば、その辺のところは訂正をしていただかないと、我々委員会としては議事録に残っていきますので、その辺のところの精査をよろしくお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

後ほど議事録を精査して対応させていただきたいと思います。（「本人が言うことに対してばい」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

暫時休憩をいたします。

休	憩	11時38分
再	開	11時40分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

ここで50分まで休憩をいたします。

休	憩	11時40分
再	開	11時56分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

19番山口議員の議事進行についてお答えいたします。

富永特別委員長に確認をいたしましたところ、テレビインタビューの件については対象としないということで一致をしたと、確認をしたということでございます。

討論を続けます。29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

議員 宮本栄八君に対する懲罰の件について、賛成の討論を行います。

この問題は、過日の本会議での宮本議員の発言に起因するものであります。もちろん、議会は言論の府でなければならないことは言うまでもないことでありますし、論をまたないわけであります。さらには、住民から負託された議員として、威風堂々、何ら恐れることはないものであります。当然のことです。しかし、それは一定の規律に則したものでなければならないのであります。いやしくも、虚偽、もしくは推定の域にありながら、我利我欲による主張や発言は絶対に許されないものであります。

宮本議員が言うように、「出来レース」の件については納得していないとの発言、それも全国放送で報道されるのを知りながらの発言、さらには、その事実、つまり「出来レース」とは八百長レースのことであり、立派な犯罪であります。それが事実であれば法律違反であり、絶対許されるものではないのであります。しかし、事実を確認しないままの発言は、虚偽の流布による信用失墜罪に該当する疑いもあるものであります。議会人として決して許されるものではないと思うものであります。また、これは言論封じ込めだとか、議員の発言を封じ込めるものだとの意見が主張されておりますが、私にとってはまさに心外であります。

私は、これまでの事実の追及、真相究明に対して、一度たりともそれを封じ込めたことはありませんし、相手がだれであろうとも、一度もたじろいだことはないわけであります。む

しろ、私は積極的に事実究明、真相究明に対しては、徹底究明のためには百条調査委員会も立ち上げようとしたものであります。これは皆さん方周知のとおりであります。もはや忘れ去られたとは思いません。私に対する名誉の問題でもあります。

ここで、理屈がおわかりにならない方もいらっしゃると思いますので、例題を出して、かみ砕いて申し上げます。

ここに1羽のカチガラスがいたとします。羽の色はもちろん白黒であります。白いほうを見た人は白だと主張し、さらに追及していくことでしょう。また反対に、黒いほうを見た人は黒だと主張し、さらに追及していくのは当たり前のことでありますし、少なくとも私は、今言いましたように事実究明、真相究明には何ら異論を挟んでこなかったものであります。しかし、もし黒いカチガラスの件については納得しないという表現であれば、これが全国放送に流されれば私は問題だと思えます。それはなぜか。それは、多数の方に黒いカチガラスがいるのではないかという誤解を招くのは必至だからであります。

そのようなことがないように、つまり出来レースがあつていたと誤解を招くことがないように、私は何度でも言いますが、決して宮本議員に謝罪を求めたものではありません。私は、議会人として発言については慎重にしてほしいと促したのに対し、謙虚な態度をするのではなく、また議会を正常化しようとする態度も見られず、傲慢きわまりない態度に対して懲罰動議を出したものであり、当然のことと思えます。むしろ、私は宮本議員の議員としての資質そのものを疑うものであることをつけ加えておきます。

結論ですが、今回の処分は、宮本議員のこれまでの態度を考えれば戒告とする処分は軽過ぎますし、もっと重い処分が必要だと思えます。しかし、私は昨日、委員会に参加できなかったこと、さらに富永委員長の温情ある計らいを了として、委員長報告に賛成いたすものであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お昼になりましたけど、このまま会議を継続させていただきます。

これより、議員 宮本栄八君に対する懲罰の件についてを採決いたします。

本件は起立により採決を行います。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は、委員会起草による戒告文により宮本栄八君に戒告の懲罰を科すこととあります。

本件は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、宮本栄八君に戒告の懲罰を科すことは可決されました。
宮本栄八君の入場を求めます。

〔宮本議員入場〕

ただいまの議決に基づき、これより宮本栄八君に対し懲罰の宣告を行います。

宮本栄八君に戒告の懲罰を科します。

これより戒告文を朗読いたします。

宮本栄八君の起立を命じます。

〔宮本議員起立〕

戒 告 文

11月21日のTVでの発言に端を発し、12月9日の議場内では一身上の弁明及び謝罪をされましたが、市議会では受け入れられませんでした。今回の所業で議会の円滑な運営を妨げ混乱をもたらしたことは、議会人としての見識に欠けた行為でもあります。

今後は、議員の職責に顧みて議会の意思を重大に受け止め、厳しく自分の言動を戒め、議会の規律・規範を厳守していただき、率直に反省を求めます。

よって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により勧告します。

平成21年1月23日

武 雄 市 議 会

着席ください。

〔宮本議員着席〕

ここでお諮りいたします。これで懲罰案件の審議がすべて終わりましたので、懲罰特別委員会はこれをもって廃止したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、懲罰特別委員会はこれをもって廃止することに決定いたしました。

日程第28. 閉会中継続調査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から議長あて、それぞれ閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件については、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成20年12月武雄市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 12時6分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 杉 原 豊 喜

” 副議長 牟 田 勝 浩

” 議 員 大 渡 幸 雄

” 議 員 山 口 昌 宏

” 議 員 平 野 邦 夫

会 議 録 調 製 者 末 次 隆 裕